

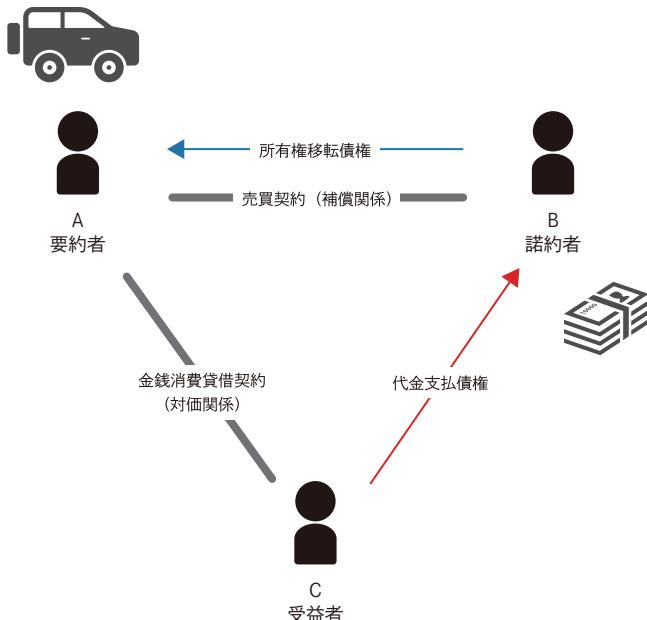
## 第5 第三者のためにする契約

B

### 1 意義

契約当事者的一方が第三者に対してある給付を負担することを相手方に約する契約を、第三者のためにする契約という（537条1項）。

#### [第三者のためにする契約]



事例のように、AがBにその所有する自動車を売り、その代金200万円をAが受け取らずに、BからCに直接支払うべきことをA B間で約束する契約を「第三者のためにする契約」という。

この契約の当事者のうち、Aを「要約者」、Bを「諾約者」、Cを「受益者」という。BがCに200万円の支払債務を負ったのは、Aから自動車の所有権移転を受ける原因があったからである。この関係を、「補償関係」という。Aが本来Bから直接代金200万円を取得すべきところ、Cにこれを取得させるのは、AがCに200万円の返還債務を負っているからであり、この関係を「対価関係」という。なお、「対価関係」は有償・無償を問わない。

### 2 効果

#### (1) 受益の意思表示

要約者・諾約者間においては、通常の契約と同様の権利・義務が発生する。そして、受益者は、受益の意思表示により、諾約者に対して直接の請求権を取得する（537条2項）。



#### 第三者のためにする契約の意義

第三者のためにする契約は、諾約者の出捐を要約者が自分で取得して第三者に給付するという手間を省略しつつ、諾約者から直接に第三者に給付させる点（給付手続の簡略化）に意義があるとされています。



#### 受益者の地位について

受益者は、契約の当事者ではありません。そのため、受益者は、諾約者が債務を履行しないときでも、解除権を取得せず、また、要約者の行為能力の制限や諾約者の詐欺・強迫を理由とする取消権も取得しません。

## (2) 受益の意思表示があった後の法律関係

①	要約者は、諾約者に対して受益者への履行を求める権利を失わない
②	受益の意思表示以後は、要約者・諾約者間の合意のみによって受益者の権利を変更したり消滅させたりすることはできない（538条）
③	受益の意思表示以後に、諾約者が受益者に履行しないときは、受益者は、諾約者に履行を請求することができるし、債務不履行に基づく損害賠償請求をすることもできる。もっとも、諾約者は、要約者に対して有する契約上の抗弁（  同時履行の抗弁権）をもって受益者に対抗することができる（539条）

# 第6 解除

## 1 総説

### (1) 意義

解除とは、契約が締結された後に、一方当事者の意思表示（相手方のある単独行為である）によりその契約を遡及的に消滅させる制度である。

その趣旨は、双務契約の拘束から当事者を解放し、損害を被らせないようにする点にある。

### (2) 解除の分類

契約の解除には、①法律の規定によって解除する権限が与えられる場合（法定解除）と、②当事者の合意により当事者の一方ないし双方に契約を解除する権限を与える場合（約定解除）がある（540条1項）。

これに対し、合意解除とは、当事者の合意によって契約関係を消滅させる契約である。

## 2 法定解除の要件

### (1) 履行遅滞による解除（541条）

#### ア 要件

履行遅滞による解除をするためには、次の要件を満たす必要がある。

①	履行遅滞の要件を満たしていること
②	債権者が相当の期間を定めて履行の催告をすること
③	債務者が相当の期間内に履行をしないこと
④	解除の意思表示をすること



#### 解除の意思表示

解除の意思表示は撤回することができません（540条2項）。解除されたと思っていた相手方の利益を保護しなければならないからです。



#### 取消しとの違い

取消しは、「契約が締結された時点」において問題があつたことを理由に、一方当事者の意思表示により契約の効力を遡及的に消滅させる制度です。

これに対し、解除は、契約が締結された「後」に問題が生じたことを理由に、一方当事者の意思表示により契約の効力を遡及的に消滅させる制度です。



#### 「催告」とは

債務者に対し債務の履行を促す債権者の意思の通知をいいます。